

○厚生労働省告示第二百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第4の1の表中「 | パラアミノ安息香酸及びそのエステル | 合計量として4.0 | 」を

「 | トリスビフェニルトリアジン | 10.0 |
| パラアミノ安息香酸及びそのエステル | 合計量として4.0 | 」に改める。